

千葉中央法律事務所

ニュース (憲法問題特集号)

(題字・童話作家 故斎藤隆介氏)

発行

千葉中央法律事務所

千葉市中央区中央4丁目10番12号

糸井会館6階

電話 043-225-4567代

FAX 043-225-1507

憲法9条は世界の宝

「戦争しない国」から「戦争する国」へ

「憲法は世界に対する自分の態度、モラルの支えであり、外してはいけない考え方の土台だと思つてきました」

大江健三郎さんは、六月一〇日「9条の会」のアピール発表の記者会見でこうのべました。「9条の会」は大江さんははじめ、日本の知性と良識を代表する文化人九人が呼びかけ人となつて発足したものです。

私たちの法律事務所はこの「9条の会」のアピールを心より支持し、皆さんとともに9条をはじめとする日本国憲法の平和・民主の原則をしっかりと守るために努力したいと考えています。

今、憲法9条はかつてない重大な危機に直面しています。自衛隊のイラクへの派兵、国会での議論も全くないままに行われようとしている多国籍軍への自衛隊の参加、そして有事関連法の強行成立など、小泉内閣のもとでくり返されている憲法無視の政治は私たち国民に大きな不安と怒りを呼びおこしています。

加えて、この間急速に高まつた憲法「改正」の動き、これも私たち国民がかつて経験したことのないものです。もともと「自主憲法制定」を党はとする自民党は、来年までに改憲草案をまとめると公約。民主党もこれと競うように「創憲」という形の「改憲」を主張し、そして公明党も「改憲」へ大きく踏み込んでいます。「改憲」が必要な三分の二を超える議席をもつ三つの政党がそろつて「憲法改正」で足並みをそろえる、戦後の憲法の歴史ではじめてのことです。

そして、こうした改憲の動きは、結局は憲法9条に焦点をあててていることは間違いないありません。9条2項を廃止し、この国を「戦争しない国」から「戦争する国」へ根本的に変えてしまおうといふのです。

21世紀を憲法9条の時代に —私たちは訴えます

確かに今憲法は危機的状況をむかえています。しかし、私たち国民の間には戦後五七年余にわたつて培つてきた「憲法を守る力」も確実に育っています。

国民の間で文字どおり「憲法対話」の取り組みをひろげていくならば、今でも9条支持が多数を占めている国民の世論を、よりしっかりとしたものにすることができると思います。そしてこのことこそ改憲を阻止する力であり、仮に万が一「憲法改正」国民投票になつた場合でも、主権者としてこれを「拒否」する確実な保障となるのだと思うのです。

一九九九年五月にオランダのハーグで開かれた「ハーグ平和アピール市民会議」。そこで採択された「公正な世界秩序のための一〇の基本原則」の第一原則に、「各国議会は、日本国憲法第9条のように、政府が戦争することを禁止する決議を採択すべきである」と明記されたことをもう一度思い起こしたいのです。そして「憲法9条は変えるべきではない」との一点で一致する文字どおり壮大な国民運動を展望して、身近なところから今すぐ動き出そうではありませんか。二世紀を憲法9条の時代にするために。



(2004.5.3千葉県憲法集会)

日本国憲法、いま、大き
な試練にさらされています。
ことはできません。

ヒロシマ・ナガサキの原
爆にいたる残酷な兵器によ
つて、五千万を越える人
命を奪った第二次世界大戦。
この戦争から、世界の市民
は、国際紛争の解決のため
であつても、武力を使うこ
とを選択肢にすべきではな
いという教訓を導きだしま
した。

侵略戦争をしつづけるこ
とで、この戦争に多大な責
任を負つた日本は、戦争放
棄と戦力を持たないことを
規定した九条を含む憲法を
制定し、こうした世界の市
民の意思を實現しようと決
心しました。

しかるに憲法制定から半
世紀以上を経たいま、九条
を中心とした日本国憲法を「改
正」しようとする動きが、
かつてない規模と強さで台
頭しています。その意図は、
日本を、アメリカに従つて
「戦争をする国」に変える
ところにあります。そのため、
集団的自衛権の容認、
自衛隊の海外派兵と武力の
行使など、憲法上の拘束を
実際に破つてしまっています。

また、非核三原則や武器輸
出の禁止などの重要施策を
実行するため、教育基本
法を守るといふ一点で手
をつなぎ、「改憲」のくわだ
てを阻むため、一人ひとり
ができる、あらゆる努力を
ひます。それは、国の未来の在
り方に対する、主権者の責
任です。日本と世界の平和
な未来のために、日本国憲
法を守るといふ一点で手
をつなぎ、「改憲」のくわだ
てを阻むため、一人ひとり
ができる、あらゆる努力を
ひます。

二〇〇四年六月一〇日
井上ひさし
梅原猛
大江健三郎
奥平康弘
小田実
加藤周一
澤地久枝
鶴見俊輔
三木睦子

だからこそ、東南アジアや
ヨーロッパ等では、紛争を
外交と話し合いで解
決するための、地域的枠組
みを作る努力が強められて
います。

二〇世紀の教訓をふまえ、
二一世紀の進路が問われて
いるいま、あらためて憲法九
条を外交の基本にすべきこと
の大切さがはつきりしてき
ています。相手国が歓迎しな
い自衛隊の派兵を「国際貢
献などと言うのは、思い上
がりでしかありません。

憲法九条に基づき、アジ
アをはじめとする諸国民と
の友好と協力関係を発展さ
せ、アメリカとの軍事同盟
だけを優先する外交を転換
させて、世界の歴史の流れに
と地域の民衆の生活と幸福
を奪うことしかありません
。明らかにしています。なにに
武力の行使は、その國
は、国際紛争の解決のため
であつても、武力を使うこ
とを選択肢にすべきではな
いという教訓を導きだしま
した。

介入も、紛争の有効な解決
にはつながりませんでした。
この戦争から、世界の市民
は、国際紛争の解決のため
であつても、武力を使うこ
とを選択肢にすべきではな
いという教訓を導きだしま
した。

侵略戦争をしつづけるこ
とで、この戦争に多大な責
任を負つた日本は、戦争放
棄と戦力を持たないことを
規定した九条を含む憲法を
制定し、こうした世界の市
民の意思を實現しようと決
心しました。

しかるに憲法制定から半
世紀以上を経たいま、九条
を中心とした日本国憲法を「改
正」しようとする動きが、
かつてない規模と強さで台
頭しています。その意図は、
日本を、アメリカに従つて
「戦争をする国」に変える
ところにあります。そのため、
集団的自衛権の容認、
自衛隊の海外派兵と武力の
行使など、憲法上の拘束を
実際に破つてしまっています。

また、非核三原則や武器輸
出の禁止などの重要施策を
実行するため、教育基本
法を守るといふ一点で手
をつなぎ、「改憲」のくわだ
てを阻むため、一人ひとり
ができる、あらゆる努力を
ひます。それは、国の未来の在
り方に対する、主権者の責
任です。日本と世界の平和
な未来のために、日本国憲
法を守るといふ一点で手
をつなぎ、「改憲」のくわだ
てを阻むため、一人ひとり
ができる、あらゆる努力を
ひます。

二〇〇四年六月一〇日
井上ひさし
梅原猛
大江健三郎
奥平康弘
小田実
加藤周一
澤地久枝
鶴見俊輔
三木睦子

『九条の会』アピール

だからこそ、東南アジアや
ヨーロッパ等では、紛争を
外交と話し合いで解
決するための、地域的枠組
みを作る努力が強められて
います。

二〇世紀の教訓をふまえ、
二一世紀の進路が問われて
いるいま、あらためて憲法九
条を外交の基本にすべきこと
の大切さがはつきりしてき
ています。相手国が歓迎しな
い自衛隊の派兵を「国際貢
献などと言うのは、思い上
がりでしかありません。

憲法九条に基づき、アジ
アをはじめとする諸国民と
の友好と協力関係を発展さ
せ、アメリカとの軍事同盟
だけを優先する外交を転換
させて、世界の歴史の流れに
と地域の民衆の生活と幸福
を奪うことしかありません
。明らかにしています。なにに
武力の行使は、その國
は、国際紛争の解決のため
であつても、武力を使うこ
とを選択肢にすべきではな
いという教訓を導きだしま
した。

侵略戦争をしつづけるこ
とで、この戦争に多大な責
任を負つた日本は、戦争放
棄と戦力を持たないことを
規定した九条を含む憲法を
制定し、こうした世界の市
民の意思を實現しようと決
心しました。

しかるに憲法制定から半
世紀以上を経たいま、九条
を中心とした日本国憲法を「改
正」しようとする動きが、
かつてない規模と強さで台
頭しています。その意図は、
日本を、アメリカに従つて
「戦争をする国」に変える
ところにあります。そのため、
集団的自衛権の容認、
自衛隊の海外派兵と武力の
行使など、憲法上の拘束を
実際に破つてしまっています。

また、非核三原則や武器輸
出の禁止などの重要施策を
実行するため、教育基本
法を守るといふ一点で手
をつなぎ、「改憲」のくわだ
てを阻むため、一人ひとり
ができる、あらゆる努力を
ひます。それは、国の未来の在
り方に対する、主権者の責
任です。日本と世界の平和
な未来のために、日本国憲
法を守るといふ一点で手
をつなぎ、「改憲」のくわだ
てを阻むため、一人ひとり
ができる、あらゆる努力を
ひます。

二〇〇四年六月一〇日
井上ひさし
梅原猛
大江健三郎
奥平康弘
小田実
加藤周一
澤地久枝
鶴見俊輔
三木睦子